

## Ⅱ 日本障がい者スポーツ協会障がい者スポーツ指導者資格認定規程など

### 1 障がい者スポーツ指導員資格認定関係

#### (1) 障がい者スポーツ指導員資格認定規程

##### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（1）に規定する障がい者スポーツ指導員の資格取得などに必要な事項を定め、次の各号の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がいの種別および程度などに応じたスポーツの指導体制を確立し、障がい者のスポーツの普及を図ること。
- (2) 資質の高い指導者の養成を図ること。
- (3) 指導者の社会的信頼を確保すること。
- (4) 都道府県・指定都市、ブロックや競技毎に指導員の組織的連携をすすめ指導活動の促進を図ること。

##### (種類と役割)

第2条 障がい者スポーツ指導員の種類と役割は次のとおりとする。

#### (1) 初級障がい者スポーツ指導員

地域で活動する18歳以上の指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。

また、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては、健康や安全管理を重視した指導ができる者。

さらに、地域の大会や行事に参加すると共に、指導員組織の事業にも積極的に参加するなど地域の障がい者スポーツの振興を支える者。

#### (2) 中級障がい者スポーツ指導員

地域における障がい者スポーツのリーダーとしての役割を持ち、指導現場では、十分な知識、技術と経験に基づいた指導ができ、指導員の模範となる者。

また、地域のスポーツ大会や行事の企画・運営に参加すると共に、全国障害者スポーツ大会に参加する選手団のコーチとして、選手選考やその強化・育成の役割を担う者。

さらに、指導員の組織化や運営にも関わり、地域の障がい者スポーツ振興を進める者。

#### (3) 上級障がい者スポーツ指導員

県レベルのリーダーとして、指導現場では障がい者スポーツの高度な専門的知識を有し、指導技術と豊富な経験に基づいた指導と指導員を取りまとめる指導的立場になる者。

また、県レベルのスポーツ大会や行事の企画・運営の中心的役割を持ち、全国障害者スポーツ大会に参加する選手団の監督として、選手選考やその強化・育成の責任を担う者。

さらに、指導者の組織運営に積極的にかかわり、地域のスポーツ振興のキーパーソンとなる者。

##### (資格取得)

第3条 前条に規定する資格を取得しようとする者は、障がい者スポーツ指導員資格認定細則（以下「細則」という。）第3章に規定する養成講習会において、障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムを修了しなければならない。

- 2 細則第4章に規定する障がい者スポーツ指導員資格取得認定校においては、学内で実施される開講科目によって、障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムを修了しなければならない。
- 3 中級指導員の認定校については初級指導員の基準カリキュラムと中級指導員の基準カリキュラムの双方を実施し、在学中に計80時間以上の活動経験を積まなければならない。

- 4 中級指導員の認定校については、初級指導員の基準カリキュラム修了時に、希望者は初級指導員の資格取得の申請ができるものとする。

#### (認定)

第4条 公認障がい者スポーツ指導員の認定は、次の各号のいずれかに該当し、資格取得申請をした者を会長が認定する。

- (1) 協会が認定した障がい者スポーツ指導員養成講習会の修了者。
- (2) 協会が認定する学校などで所定の要件を満たした者。
- (3) その他、特別に会長が認めた者。

#### (資格の有効期間および更新)

第5条 資格の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、期間の途中において新たに認定を受け登録することができる。

- 2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度登録とする。
- 3 資格の更新を希望する者は、期限内に登録料を納めなければならない。

#### (資格の喪失)

第6条 障がい者スポーツ指導員は次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 障がい者スポーツ指導員資格の更新をしなかったとき。
- (2) その他、障がい者スポーツ指導員として適当でないと会長が認めたとき。

#### 附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則[平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

#### 附 則[平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

## (2) 障がい者スポーツ指導員資格認定細則

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この細則は、障がい者スポーツ指導員資格認定規程第4条の規定などに基づき、資格の認定に関する具体的な手続きおよび、資格取得に必要な養成講習会並びに資格取得が可能な認定校の取扱いを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

## 第2章 公認障がい者スポーツ指導員

#### (資格認定手続きおよび登録方法)

第2条 公認障がい者スポーツ指導員として認定を希望する者は、次により会長宛に認定の申請をする。

- (1) 所定の障がい者スポーツ指導員資格認定申請書(様式-1)、調査書(様式-2)を提出し、申請・認定料 5,500円および登録料 3,800円を納めること。  
ただし、中級以上の申請者で初級または中級の資格を有する者は、申請・認定料を納めること。
- (2) 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会などの修了後60日以内とする。

- (3) 資格を喪失した者で復権を希望する者は、復権届（様式-5）を提出し、審査を受けなければならない。復権を認められた者は喪失期間中の登録料を納めなければならない。ただし、復権可能な期間は資格喪失後5年以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し、「認定証」、「活動実績証明」および「登録証」を交付する。

(活 動)

第4条 障がい者スポーツ指導員は活動実績証明に障がい者スポーツに関する活動内容を記入し、主催者の証明（印・サイン等）を受けることで活動を証明することができる。

(更新手続き)

第5条 資格の更新を希望する者は、3月1日から4月30日の期間内に登録料3,800円を納めなければならない。

- 2 海外赴任などの特別な理由により、期間内に更新ができない場合は、事前に協会に届けることで、期間外の更新申請ができるものとする。

附 則[平成27年4月1日一部改正]

- 1 申請・認定料および登録料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

### 第3章 障がい者スポーツ指導員養成講習会

(養成講習会)

第6条 障がい者スポーツ指導員養成講習会の内容は、協会が指定する障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム（以下「基準カリキュラム」という。）を含まなければならない。

(申請手続き)

第7条 養成講習会の開催を希望する団体は、開催の3ヶ月前までに所定の申請書（様式-7）に、実施要項案、受講申込書案、カリキュラム日程案を添えて提出しなければならない。

(講習会の認定)

第8条 協会は、前条による申請書類を審査し、養成講習会の認定をする。併せて、協会の後援名義使用を認める。

(講習会の受講資格)

第9条 講習会の受講資格は次のとおりとする。

- 1 初級障がい者スポーツ指導員  
受講年度の4月1日現在で18歳以上の者
- 2 中級障がい者スポーツ指導員  
初級障がい者スポーツ指導員資格取得後、2年以上経過している者で、かつ80時間以上の活動経験を有している者。  
公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会登録理学療法士対象の講習会については、別に定める。
- 3 上級障がい者スポーツ指導員  
中級障がい者スポーツ指導員資格取得後、3年以上経過している者で、かつ120時間以上の活動経験を有している者。

(中級講習会の受講資格の確認)

第10条 中級の講習会開催における受講者決定にあたっては、主催者が申込者の当年度の登録証のコピーをもって登録状況を確認し、活動実績証明に記載された時間数と併せて受講資格の有無を確認しなければならない。

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会登録理学療法士対象の講習会開催における受講者の決定にあたっての資格の確認等については、別に定める。

(講習会テキスト)

第11条 初級および中級の講習会では、協会指定のテキスト「障がい者スポーツ指導教本（初級・中級）」、「全国障害者スポーツ大会競技規則集」を使用しなければならない。

(修了者の報告)

第12条 初級または中級の講習会を開催した団体は、協会に様式-3により報告しなければならない。

## 第4章 障がい者スポーツ指導員資格取得認定校

(認定校)

第13条 学校教育法に基づく大学・短期大学および専門課程を置く専修学校などで、申請のあったもののうち、協会が認めた学校を公認障がい者スポーツ指導員資格取得認定校（以下「認定校」という。）とする。

2 認定校は(1)初級障がい者スポーツ指導員および(2)中級障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる学校の2種類とする。前者は修業年数2年以上、後者は修業年数4年以上の学校とする。

(申請手続き)

第14条 認定校を希望する学校などは、次項に掲げる申請書類を協会に提出し、認定を受けなければならない。

2 新規申請には次のものを提出すること。

(1) 障がい者スポーツ指導員資格取得認定校申請書（様式-6）

(2) ① 初級資格取得認定校

初級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-8）

② 中級資格取得認定校

初級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-8）

中級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-9）

(3) 基準カリキュラムが確認できる資料（シラバスなど）

3 認定された学校は、3月1日から5月31日の期限内に認定料（1校につき年間 初級認定校 60,000円、中級認定校 120,000円）を納めなければならない。

4 認定の更新を希望する学校などは、第2項のうち(1)および(2)を提出し、(3)については内容に変更があった場合のみ提出すること。認定料については前項のとおりとする。

(資格取得申請)

第15条 申請は、カリキュラム修了者個々が記入した様式-1、様式-2を取りまとめ、様式-4によりおこなう。

2 申請は、認定校がまとめて申請しなければならない。

3 中級障がい者スポーツ指導員資格取得の場合、次のものを添付すること。

- (1) 中級障がい者スポーツ指導員の新規申請者は、活動実績証明のコピー（写し）。
  - (2) 初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得している者は、障がい者スポーツ指導員登録証と活動実績証明のコピー（写し）。
- 4 中級指導員の認定校において、初級指導員の基準カリキュラムを修了し、在学中に初級指導員の認定を希望する場合は、同条 1 項および 2 項のとおりとする。

附 則[平成 27 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 認定校の認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則[平成 30 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 養成講習会開催希望団体の提出書類として「受講申込書案」を追加した。
- 2 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

## 第 5 章 基準カリキュラムおよび各種様式

(基準カリキュラム・様式)

第 16 条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 16 条の別紙 1 で定める基準カリキュラムについては、認定校に限り、当該基準カリキュラムへの移行期間内（大学 4 年間、短大・専門学校 2 年間）に随時移行するものとする。

附 則[平成 21 年 1 月 20 日一部改正]

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。[第 2 条 2、別紙 2 の様式および障害者スポーツ指導者の名称に公認を追記]

附 則[平成 26 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則[平成 27 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 [(3) 障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム 3) 上級障がい者スポーツ指導員養成講習会] のカリキュラムを一部改正した。

附 則[平成 30 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。
- 2 [様式-7 公認障がい者スポーツ指導員養成講習会開催申請書] を一部改正した。
- 3 [様式-8 初級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧] を一部改正した。
- 4 [様式-9 中級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧] を一部改正した。

附 則[2019 年 4 月 1 日一部改正]

- 1 5 月 1 日に施行される元号改正に備え各様式の元号標記を和暦から西暦へ変更した。
- 2 [様式-2 調査書] を一部改正した。
- 3 [障がい者スポーツコーチ基準カリキュラム] を一部改正した。
- 4 [障がい者スポーツトレーナー基準カリキュラム] を一部改正した。